

第3次伊豆の国市行財政改革大綱 前期行動計画

**平成30年8月策定
(令和2年12月改定)
伊豆の国市**

目 次

1 伊豆の国市行財政改革大綱行動計画について	1
(1) これまでの取り組み	1
(2) 第3次行財政改革大綱行動計画の策定	1
(3) 計画期間	1
(4) 進捗管理	2
(5) 市民への公表	2
2 第3次行財政改革大綱行動計画	3
行動計画の体系	3
(1) 市民へのアプローチ	
1-1 わかりやすい情報提供	
①市民ニーズに応じたわかりやすい情報の提供	4
②積極的な情報公開の推進	5
③わかりやすい財政状況の公表	6
1-2 市民ニーズの把握	
①パブリック・コメントの実施方法の構築	7
②新たな市民アンケート方法の構築	8
1-3 市民活動の推進	
①市民提案型パートナーシップ事業の推進	9
②市民活動団体等登録制度の推進	10
4-1 市民力の活用	
①消防団活動維持のための機能別分団の創設	11
②民間との協働による適切な公園維持管理の推進	12
③荒廃農地の発生防止と解消	13
(2) 行政の取り組み	
2-1 行政運営の見直し	
①総合計画の進捗管理方法の構築	14
②文化施設管理における指定管理者制度の導入適否判断	15
③体育・スポーツ公園施設における指定管理者制度の導入適否判断	16
④官民連携による適切な道路等維持管理	17
⑤伊豆エメラルドタウン水道事業創設認可の取得	18

⑥下水道事業における官民連携事業の検討と実施	19
⑦マイナンバーカードの交付促進	20
⑧未利用資産の活用及び処分	21
⑨地域共生社会に向けた包括的支援の取組推進	22
⑩斎場の整備	23
⑪し尿処理施設の統合	24
⑫資源化施設の統合に向けた準備	25
2-2 行政サービスの見直し	
①補助金等の見直し	26
②体育・スポーツ公園施設のインターネット施設予約の導入判断	27
③国保事業の財政収支の改善	28
2-3 安定した歳入の確保	
①ふるさと納税による財源の確保	29
②納税対策の強化	30
③社会教育施設の貸し出し制限の緩和	31
④ごみ処理手数料の見直し	32
⑤社会教育施設、文化施設の減免規定の見直し	33
⑥スポーツ施設の使用料に関する減免規定の見直し	34
2-4 職員力の強化	
①人材育成の推進	35
②仕事と子育ての両立に向けた取組	36

1 伊豆の国市行財政改革大綱行動計画について

(1) これまでの取り組み

本市では、平成 18（2006）年に策定された第 1 次行財政改革大綱に定められた 4 つの基本方針「効率的な行政経営の推進」、「市民に信頼される行政運営の推進」、「健全な税制運営の推進」及び「職員の資質向上と意識改革の推進」に基づく実施計画として、具体的な取組を定めた行財政改革大綱行動計画を策定し、経費の節減や組織・機構の見直しなどの行財政改革を進めてきました。

平成 22（2010）年度には、第 1 次行財政改革大綱で定めた 4 つの基本方針等を継承し、第 2 次行財政改革大綱を策定するとともに行財政改革大綱行動計画の見直しを行いました。主な取組としては、未利用地資産等の活用及び処分、男女共同参画の推進、滞納処分の迅速化による徴収率の向上及び人事評価制度の導入などを実施してきました。

(2) 第 3 次行財政改革大綱行動計画の策定

「第 2 次行財政改革大綱行動計画平成 22（2010）年度～平成 29（2017）年度」の計画期間が平成 29 年度で終了することから、新たに策定される「第 3 次伊豆の国市行財政改革大綱」に基づく平成 30 年度以降の実施計画として「第 3 次伊豆の国市行財政改革大綱行動計画平成 30（2018）年度～2025 年度」を策定するものです。

第 3 次行財政改革大綱の 4 つの基本方針である「真に必要なサービスの提供」、「市民等との協働と情報共有」、「効率的・効果的な行財政運営」及び「職員の資質の向上と意識改革」の実現を目指すため、具体的な取組をまとめた行動計画を示します。

(3) 計画期間

行動計画の計画期間は、社会情勢や行政需要の変化に対応するため、行財政改革大綱の計画期間である平成 30（2018）年度から 2025 年度までの 8 年間を前後期に分け、それぞれ 4 年ごととします。

前期行動計画は平成 30（2018）年度から 2021 年度までとし、後期行動計画は 2022 年度から 2025 年度までとします。

第3次行財政改革大綱と行動計画の計画期間									(年度)	
2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025		
第2次行財政改革大綱と 行動計画	第3次行財政改革大綱 8年間（2018年度～2025年度）									
	前期行動計画 4年間（2018年度～2021年度）									
		後期行動計画 4年間（2022年度～2025年度）								

(4) 進捗管理

行動計画は、年度ごとにその進捗状況を取りまとめ、伊豆の国市行財政改革推進委員会によってその進行を管理します。

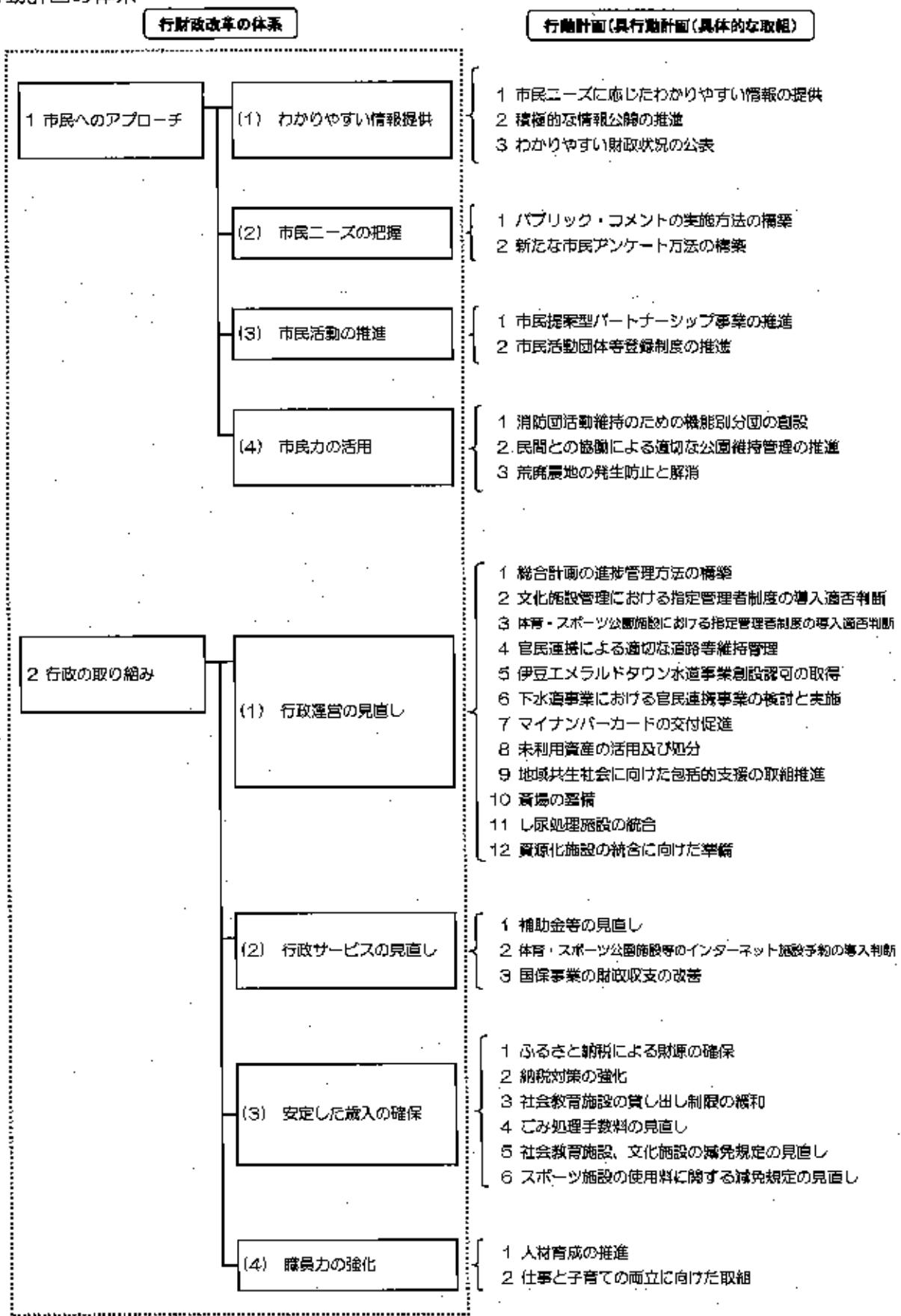
また、委員会で審議された進行管理の結果は、市長に報告され、市長をはじめとする市の意思決定組織により、進行を管理するとともに取組の強化を図り、見直しが必要なものについては隨時見直しを行うものとします。

(5) 市民への公表

行動計画の取組状況の達成状況については、広報やホームページなどを活用して広く公表します。

2 第3次行財政改革大綱 前期行動計画

行動計画の体系



行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ わかりやすい情報提供	No.	1-(1)-1
取組項目	市民ニーズに応じたわかりやすい情報の提供		
現状・課題	<p>平成29年度に実施した市民意向調査によると、市政や地域の活動に関する情報を入手するための手段は「広報いづのくに」が83.3%となっている。</p> <p>広報紙は、市政や地域活動に関する情報を知りたいやすく最も有効な媒体だが、提供できる情報や、広報紙の配布先が限られることから、市ホームページやSNSを活用し、情報入手方法の多様化を図るとともに、情報の質を高める必要がある。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>最新の市政の取組や現状など情報がわかりやすく整理されて提供されている。</p> <p>市ホームページやSNSを活用し、情報を必要とする人に取得しやすい方法で提供されている。(※市民の間で市政情報の共有が図られているとさらに良い。)</p>		

〈具体的な取り組みの計画〉

計画	計画内容	担当部署		市長公室	
		2018年度	2019年度		
	<p>・ホームページのリニューアル</p> <p>・新たなSNSによる情報発信</p> <p>・広報紙・SNSのマニュアルの作成</p> <p>・ホームページの多言語表示(google翻訳)</p>	<p>①HPリニューアル会議</p> <p>②SNS運用(継続)</p>	<p>①HPのリニューアルを実施</p> <p>②ホームページの多言語表示(google翻訳)</p> <p>③新規SNS導入の検討(LINEの市公式アカウントの作成(情報システム課が行うメール配信サービスのリニューアルに合わせて実施))</p> <p>④市HPイベントカレンダー運用方法検討・検証</p>	<p>①LINEの運用方法のマニュアル作成・運用開始</p> <p>②HP運用方法の再検討(リニューアルから1年間運用して)</p> <p>③前年度の検討・検証を踏まえた市HPイベントカレンダー運用開始</p>	⇒

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ わかりやすい情報提供	担当部署	1-(1)-2
取組項目	積極的な情報公開の推進		
現状・課題	<p>開示請求が多い情報であっても、開示請求という手続きを経ない限り情報を入手できないものもある。利便性の向上と、業務の効率化をふまえると、開示請求の手続きが不要と考えられる情報については、手続き不要とするための運用方法を構築する必要がある。</p> <p>ただし、ホームページ等に掲載する方法で開示する方法をとっている人口規模の大きな市があるが、当市のような小規模団体については、職員の業務の増大にも配慮する必要がある。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>公開しても何ら問題の無い情報について、開示請求無しで情報が入手できるようになる。</p> <p>(前期の期間には、請求件数が多い案件について実施する。)</p>		

(具体的な取り組みの計画)

計画	担当部署	検査課		
		2018年度	2019年度	2020年度
具体的な取り組み	全部開示できる案件を類型化し、開示請求の件数の多い入札案件の設計書、公聴可能な会議等の会議様について、開示請求手続きを不要とし、情報提供を行う。	①過去の開示請求の類型化 ②他自治体の開示状況の調査	①情報提供に切り替えが可能な情報の抽出 ②関係課との協議、調整 ③運用方法案の検討	①運用方法の策定 ②開示請求から情報提供への切り替え

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ わかりやすい情報提供	No.	1-(1)-3
取組項目	わかりやすい財政状況の公表		
現状・課題	<p>予算の執行状況や決算の状況については、住民に公表することが法令で規定されており、これまででも、広報紙や掲示場を用いて広く周知とともに、特に、当初予算にあつては、マスコミ等を活用した情報発信や市政懇談会の際にも関連資料を配付するなどしている。また、統一的な基準による財務諸表についても、国の要請に基づき作成し、公表している。</p> <p>しかしながら、個別の事業の見直しや廃止を行った場合の反応は高いものの、市の財政事情という全般的な視点では住民の関心度が高いと思われる状況ではない。</p> <p>また、財務諸表は、専門性の高い内容であり、そもそも広く一般住民への理解を求めるといったものではない。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>市の財政状況をわかりやすく情報発信することにより、市の財政事情に関する市民の関心が高まっている。</p>		

(具体的な取り組みの計画)

具体的な取り組み	計画期間	計画内容	担当部署	財務課		
			2018年度	2019年度	2020年度	
			①わかりやすい財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成	①ホームページの掲載内容の見直し ②議会定期会における行政報告内容の掲載 ③当初予算案に伴う資料の掲載	①財政指標(地方債残高、基金残高を含む。)の掲載(推移等を含む。)	

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ 市民ニーズの把握	No.	1-(2)-1
取組項目	パブリック・コメントの実施方法の構築		
現状・課題	<p>現在、市が独自にパブリックコメントを行う場合、統一されたルールがなく、担当課によって手続きの方法や意見募集期間等が異なるのが現状である。(法律等に基づき実施する場合は、その規定に基づき実施している。)</p> <p>市が独自で行うパブリックコメントの取り扱い件数が少なく、過去の事例等を参考にするのも困難であり、その都度、手続きの方法等を検討しながら実施しているため、効率的かつ適正に実施できているとは言えない状況にある。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	パブリックコメントについての基本的なルールを定め、効率的かつ適正な方法により、庁内で統一したパブリックコメントが実施できる。		

《具体的な取り組みの計画》

		担当部署	政策推進課	
具体的な取り組み	過去の実施状況の分析 ・他自治体との比較 ・市の制度の検討・構築 ・内規等により庁内に周知			
計画内容	2018年度 ①パブリック・コメント制度実施要綱等の策定	2019年度 ①これまでの市の事例の情報を収集し、データを採取する。 ②①で得たデータと、国や県、他自治体のデータとを比較する。 ③①及び②を基に、本市にあった制度を検討する。	2020年度 ①本市にあった制度を検討する。 ②法規担当課との検討 ③市のルールを構築 ④内規等により庁内に周知 ⑤運用開始	2021年度

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ	市民ニーズの把握	No.
取組項目	新たな市民アンケート方法の構築		
現状・課題	<p>現在、市が実施しているアンケートは、紙媒体で行うものが主流であり、郵送により調査票を発送し、郵送により調査票を返送し回収している。</p> <p>この方法によると、まちづくりに関するアンケートの場合、回収率が低いうえに、回答者の年代が比較的高く、若年世帯からの回収率が低いという傾向がある。</p> <p>まちづくりに関するアンケートのように、世代問わず、意見を収集したい場合において、若年世代からの意見が得にくいという課題がある。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>若年世代の大多数が所持しているモバイル携帯を活用しアンケート調査を実施することで、若年世代からの意見収集を容易にできるようにする。</p>		

〈具体的な取り組みの計画〉

計画	計画内容	担当部署		政策推進課	
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			<ul style="list-style-type: none"> ①民間業者からの聞き取り調査(活用事例・メリット・デメリット・経費等) ②モバイル携帯を活用したアンケート方法の特性をまとめる。 ③当市に適した活用方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①当市に適した活用方法の構築 ②府内にモバイル携帯を活用したアンケート方法を周知 	

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ	市民活動の推進	
取組項目	市民提案型パートナーシップ事業の推進		
現状・課題	<p>現在、同事業により市と協働で活動している団体(パートナー)は7団体あり、市が想定しているパートナー数に達している状態である(要領による定員等の規定は特にない)。</p> <p>しかしながら、現在の7団体の協働期間終了後は、新規のパートナーが見込めていない状況にある。</p> <p>同事業は、団体からの自発的な参加希望により成り立っているものであることから、新たなパートナーを発掘するため、多くの団体に同事業を周知する必要がある。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>同事業の目的を理解し、積極的に市との協働を希望する団体が増えている。</p>		

〈具体的な取り組みの計画〉

		担当部署	地域づくり推進課		
具体的な取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を広く周知するため、年度末の活動報告会の周知方法を見直す。(市ホームページの充実等) ・広報紙での特集を掲載するなどして、積極的に事業を周知する。 ・自立に向けた活動ができるように制度の見直しを検討する。 			
計 画 内 容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		①7団体(事業)を採択し実施する。 ②報告会等を実施し、事業の周知を図る。 ③実績を踏まえ、随時、見直しを行い、より良い制度としていく。	①新規のパートナーを1団体選定する。 ②事業を広く周知するため、年度末の活動報告会の周知方法を見直す。(市ホームページの充実等)	①新規のパートナーを1団体以上選定する。 ②新たなパートナーの掘り起こしを目的に広報紙への特集記事を掲載する。	①新規のパートナーを1団体以上選定する。 ②これまでの同事業の効果を検証し、事業の継続等を含め検討する。

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ	市民活動の推進	No.	1-(3)-2
取組項目	市民活動団体等登録制度の推進			
現状・課題	<p>市民活動団体の活動内容等がPR不足により、他の市民活動団体がどんなことに取り組んでいるのかについて情報交換が進んでいない。</p> <p>このことにより新規事業が発生しにくい状況である。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>活動団体の活動内容について情報提供することにより、他の活動団体との連携、相互の交流が生まれ、より活発な事業活動が期待できる。</p>			

〈具体的な取り組みの計画〉

具体的な取り組み	担当部署				地域づくり推進課			
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度				
計画内容	①登録内容を市民等へ広く情報提供 ②登録団体へ活動促進に寄与する情報提供 ③活動に関するマッチング等の相談受付 ④登録数の目標:5団体	①登録団体の活動内容を広く周知するため、市HPで紹介する。	①登録団体の活動内容を広く周知するため、広報紙への特集記事を企画する。 ②登録団体増に向け、社会福祉協議会と連携について協議する。	①登録団体間の連携、情報交換等ができるように市主催の交流会を開催する。				

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ	市民力の活用	No.	1-(4)-1
取組項目	消防団活動維持のための機能別分団の創設			
現状・課題	市内自営業や農家の減少、団員のサラリーマン化により、消防団員の数は、減少の一途をたどっている。そのため、消防団の最大の役割の一つである災害時等における活動が、効果的にできない状況にある。(特に日中)			
アウトカム(目標が達成された状態)	<p>「機能別消防団」を創設し、日中の災害時においても消防団としての活動ができる団員を確保できている。(消防団との調整や、協力法人の募集・協議・調整等が必要なため、創設時期についての準備を行うものとし、前期行動計画では機能別消防団の制度案の策定を目標とする。)</p> <p>「機能別消防団」とは、特定の活動や役割を実施する分団であって、地域における地元消防団ではなく、消防団OBや市内企業の法人の従業員等で組織するもの。</p>			

〈具体的な取り組みの計画〉

具体的な取り組み	担当部署		危機管理課	
	計	画 内 容	2018年度	2019年度
○先進地事例による機能別消防団の情報収集 ○機能別消防団の活動内容の検討 ○法人からの意見聴取			①機能別消防団の先進地事例等による情報収集 ②現在の市の消防団活動の分析(分団別に日中活動できる団員数の把握等)	①本市における機能別消防団の活動内容・身分等の検討 ②現在の市の消防団内における意見聴取 ③市内法人に対しての制度説明及び意見聴取

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ	市民力の活用	担当部署	1-(4)-2
取組項目	民間との協働による適切な公園維持管理の推進			
現状・課題	<p>市内の都市公園の清掃や草刈などの維持管理は、主にシルバー人材センターに業務委託を行い実施しているところである。</p> <p>年間の維持管理費の範囲で園内清掃や草刈、樹木の剪定等を十分にいきわたらせることは難しく、一部では雑草の繁茂などにより園内の景観を損ねている状況である。</p>			
アウトカム （目標が達成された状態）	市単独ではなく地元と協働し、公園内の美化および維持管理を実施し、市民の憩いの場となる公園を地元とともに維持していく。			

（具体的な取り組みの計画）

		担当部署	都市計画課		
具体的な取り組み		実施年度			
計 画	計画内容	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			①都市公園が立地している地元自治会などと協議の場を設け、可能な限りの協力を要請する。 ②地元自治会へ管理協定又は委託をする場合の内容を検討する。	①都市公園が立地している地元自治会などと協議の場を設け、可能な限りの協力を要請する。 ②地元自治会と管理協定又は委託を締結する。	

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	市民へのアプローチ	市民力の活用	担当部署	1-(4)-3
取組項目	荒廃農地の発生防止と解消			
現状・課題	<p>荒廃農地は全国的に年々増加しており、当市においても平成30年3月現在、130haの荒廃農地がある。荒廃農地では、雑草や害虫の発生により周辺の良好な農地に影響し、当該農地の耕作者の営農意欲が低下してしまう。</p> <p>現在、国や県の制度の活用や、農業委員、農地利用最適化推進委員等が鋭意努力しているが、耕作者の高齢化や後継者不在等により耕作放棄地は増加の一途をたどっている。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>荒廃農地には、「再生利用が可能な荒廃農地」=A分類と、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」=B分類とに分かれる。</p> <p>荒廃農地A分類の増加を抑制する。</p>			

（具体的な取り組みの計画）

		担当部署	農業商工課	
具体的な取り組み			<ul style="list-style-type: none"> ○荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果に基づき、再生可能と判断された農地は所有者に対し利用意向調査を実施し、農地の利用について情報収集する。また、再生不能とされた農地については、農業委員会により非農地判断を行い、農地面積から除外する。 ○農協・農業委員・部農会等と連携した耕作放棄地や所有者に関する情報収集 ○平野部で耕作できなくなった農地は、イチゴやミニトマトのニューファーマーに活用してもらう。 ○中山間地域で耕作できず草刈等の保全管理の状態となっている遊休農地は、荒廃農地となる前に農業法人に耕作してもらう。 	
計画	計画内容	2018年度	2019年度	2020年度
	<ul style="list-style-type: none"> ①各調査の実施、関係団体等との連携による情報収集 ②農地中間管理事業や利用権設定等の周知 ③新規就農者に対する支援の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ①調査の結果に基づき、農地中間管理機構への情報提供・集積計画案の作成 ②非該当地については所有者に対し管理依頼、「非農地」該当地区の除外 	<ul style="list-style-type: none"> ①集積計画・配分計画の作成、農地集積を進める体制や仕組みの構築 ②市外からの担い手や農業生産法人等新規参入者の模索 	<ul style="list-style-type: none"> ①市外からの担い手や農業生産法人等新規参入者の模索

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)-1
取組項目	総合計画の進捗管理方法の構築			
現状・課題	<p>市の最上位計画である総合計画の進捗管理を行う方法が確立できていない。 事務事業評価を導入し、全事業を総合計画にひもづけ、積み上げることにより進捗管理を行う方法を試みたが、正確な評価に結び付かないこと、事務が煩雑となることなどの理由により、継続した進捗管理として確立することができない。</p> <p>総合計画のわかりやすい進捗管理方法を構築することが課題である。</p>			
アウトカム （目標が達成された状態）	総合計画をPDCAサイクルによる進行管理を行い、進捗状況がわかりやすい状態にする。			

(具体的な取り組みの計画)

計画	計画内容	担当部署	政策戦略課		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	<p>・システム等の構築の検討 ・関係課との協議</p> <p>①行政評価制度の研究・調査 ②一部事業を対象とした事務事業シート、施策の大綱シート等の作成 -関係課ヒアリング -職員説明会(事務説明)</p>	<p>①全事業を対象とした事務事業シート、施策の大綱シート等の作成 ②行財政改革推進委員会からの意見聴取 ③事務事業評価の役割等の見直し ④事務事業評価の対象事業の選定(財務課、政策戦略課)</p>	<p>①新たな進捗管理方法の検討 ②わかりやすい進捗管理方法の構築 ③総合計画の進捗管理</p>		

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)-2
取組項目	文化施設管理における指定管理者制度の導入適否判断			
現状・課題	<p>市の文化施設(長岡総合会館・並山文化センター)にあっては、利便性が高く、機能性が充実していることから多くの市民、近隣住民、観光客に利用されている。</p> <p>施設運営は市直営により行っているが、両施設ともに築20年を越え、定期的な保全管理や突発的な修繕に経費を要していることから、文化施設に求められる「弾力性や柔軟性に富み、市民等が求めるサービス提供」が充足していない現状にある。</p> <p>充分なサービスの提供の為、運営の形を指定管理とするも一策ではあるが、行政利用(依存)が50から70%占めている中で使用料の無料は管理者にとって経営を圧迫させていることは近隣文化施設の現状の課題となっている。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	定期的な点検や修繕の実施により、施設の維持管理に努めつつ、効率的・効果的な管理運営となるよう、行政利用に対する負担措置も併せて、民間のノウハウを活用した指定管理者制度の導入適否判断を行う。			

（具体的な取り組みの計画）

具体的な取り組み	担当部署		文化振興課
	2018年度	2019年度	
計画内容	①近隣文化施設管理現況調査 ・施設利用者・利用事業・利用環境分析 ・効果及び課題の抽出 ・導入適否判断	①施設利用者・利用事業・利用環境分析	①効果及び課題の抽出 ②導入適否判断

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	担当部署	2-(1)-3
取組項目	体育・スポーツ公園施設における指定管理者制度の導入適否判断			
現状・課題	<p>体育・スポーツ公園施設の維持管理費について、平成28年度決算で歳入が10,352千円、歳出が38,952千円で28,600千円の赤字である。</p> <p>このため、限られた予算の範囲で、施設の適正な維持管理や、市民の要望への柔軟な対応、施設の活用方法の拡大等ができるない。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>民間のノウハウを活用し、効率的効果的な施設等の維持管理・運営を行い、かつ、施設等の活用方法等の見直しにより市民の健康増進、利用者拡大等を推進し、これまで以上に多くの市民が利用しやすい施設等になっている。</p> <p>(そのための手段として指定管理者制度の導入を検討し、本市の施設に合った指定管理者制度が可能かどうかの判断を行う。)</p>			

(具体的な取り組みの計画)

計画	計画内容	担当部署		スポーツ振興課
		2018年度	2019年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣体育施設管理現況調査 ②体育施設利用状況の現状分析 ③指定管理制度の効果及び課題の抽出 ④指定管理制度導入判断 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設管理方法(保守点検等を含む)の見直し ②近隣体育施設管理現況調査 ③指定管理者制度の効果及び課題の抽出 ④指定管理者制度の内容の検討(管理の範囲、管理方法、対象施設 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣体育施設管理現況調査 ②指定管理者制度の効果及び課題の抽出 ③指定管理者制度の内容の検討(管理の範囲、管理方法、対象施設 等) ④指定管理制度の導入判断 	

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	2-(1)-4
取組項目	官民連携による適切な道路維持管理		
現状・課題	<p>現在職員において月3回各地区の道路パトロールを実施しているが、仕事の状況等により実施できない箇所もある。</p> <p>市道の舗装は、老朽化が進み雨が降るとポット穴やクラックが発生しやすくなっている。</p> <p>それによって年数件の道路瑕疵が起きてしまっている。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>市長・民間等との連携によることにより、道路の維持管理が適切に行われ、路面の異状・障害に関する管理瑕疵件数が低減する。</p> <p>平成27年度 3件 平成28年度 2件 平成29年度 2件 平成30年度 1件 令和元年度 0件</p> <p>管理瑕疵件数とは…道路の設置・管理の瑕疵に起因する事故件数(道路管理瑕疵事故様態分類)…①穴ぼこ②段差③蓋不全④スリップ⑤道路崩壊⑥落石・崩土⑦路上障害物⑧工事不全⑨安全施設不備⑩脱橋⑪落下物直撃⑫その他)</p>		

(具体的な取り組みの計画)

計画年度	計画内容	担当部署		建設課
		2018年度	2019年度	
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ①他市町の道路維持管理の業者委託状況の確認 ②スマートフォン等を利用した他市町の状況確認と関係各課との内部調整 ③職員への意識付け 	<ul style="list-style-type: none"> ①道路パトロール業務委託の検討 ②スマートフォン等を利用したシステムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①効率的かつ効果的な道路維持管理業務委託の実施 ②スマートフォン等を利用したシステムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①スマートフォン等を利用した情報提供制度の構築

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)-5
取組項目	伊豆エメラルドタウン水道事業創設認可の取得			
現状・課題	<p>現在、伊豆エメラルドタウンは民間が昭和43年に簡易水道事業経営認可を取得し、運営をしていたが、昭和53年に取水量不足等により水道事業認可の更新をせず、昭和59年に開発業者が倒産し、人道的支援で以後、水道水は東部簡水より受水を受けている。また、維持管理については昭和60年に設立された管轄組合が以後、水道施設の維持管理を行なっている状態であり、平成25年に裁判の和解により、水道施設の所有は市になっているが協定書により水道施設等の更新後に市が移管を受けることとしている。</p> <p>課題では、昭和59年以降、無認可状態で水道施設の維持管理を組合が行なっている状態を県より指摘されていることや、有収率が30%となつており水道施設等の更新が必要である。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	市が、伊豆エメラルドタウン地区の簡易水道事業創設の認可を取得している。			

(具体的な取り組みの計画)

計画	具体的な取り組み	担当部署		水道課
		2018年度	2019年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ①伊豆エメラルドタウンの水道事業移管に伴う同意書提出率の確認 ・簡易水道事業経営認可申請に伴う水道施設更新計画方法の決定 ・簡易水道創設認可申請書類作成 ・簡易水道事業の設置に関する条例の整備 ・簡易水道創設認可申請 			
	計画内容	①伊豆エメラルドタウンの水道事業移管に伴う同意書の提出依頼	①簡易水道事業経営認可申請に伴う水道施設更新計画方法の決定	①簡易水道事業経営認可申請に伴う水道施設更新計画方法の最終決定 ②簡易水道創設認可申請書類作成 ③簡易水道事業の設置に関する条例の整備

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)-6
取組項目	下水道整備における官民連携事業の検討と実施			
現状・課題	<p>国は、令和8年度を目途に「持続的な汚水処理システムの構築」の概成(ほぼ完成させること)を目指している。</p> <p>現状：伊豆の国市の下水道整備面積は、全体計画1,206haに対し、平成29年度末において798.3haであり、未整備区域が407.7haである。</p> <p>課題：今までどおりの下水道整備手法では、令和8年度の概成は難しい。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>今後の人団減少、高齢化の進展や厳しい財政状況、専門職員の減少などを踏まえ、令和8年度末を目途に、下水道未普及対策を含めた「持続的な汚水処理システムの構築」をすることにより、汚水処理施設(下水道・合併処理浄化槽)の目的である「公共水域の水質保全、水質汚濁防止」が図れ、また持続的な下水道の安定経営が図れる。</p>			

(具体的な取り組みの計画)

計画	具体的な取り組み	担当部署		下水道課	
		2018年度	2019年度		
	<ul style="list-style-type: none"> ●伊豆の国市汚水処理施設整備構想の策定・実施 <ul style="list-style-type: none"> ①経済比較を基本として整備区域を設定する。⇒R8までに下水道整備する区域、約130ha ②令和8年度を目途に汚水処理施設の概成を行なう。 ③早期に汚水処理が概成可能な手法の導入をする⇒官民連携事業(DB一括発注方式) 	①実施方針(案)・契約書(案)の作成 ②リスク分担及び要求水準書の検討 ③事業者選定基準の検討	①実施方針・募集要項の公表 ②プロポーザルの実施 ③決定した優先交渉権者と第1工区業務・工事の実施に関する基本協定を締結	①第1工区(南江間地区)実施設計、道路・河川占用許可 ②第1工区(南江間地区)下水道管布設	①第1工区(南江間地区)下水道管布設

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	備考	2-(1)-7
取組項目	マイナンバーカードの交付促進			
現状・課題	<p>2016年1月からマイナンバーカード交付が開始されたが、交付率が全国で13.5%（2019年7月1日時点）と低迷している。当市の交付率は16.1%（2019年7月1日時点）と全国平均を上回っているが、現在の証明書コンビニ交付数は毎月約100件程度とカードが有効活用されている場面は少ない。</p> <p>2019年9月3日のデジタルガバメント閣僚会議において、2023年3月末にはほぼすべての住民がマイナンバーカードを取得することを想定して、各自治体が交付促進に取り組むようにと決定された。</p> <p>しかしながら、市の交付率は、国が目指している目標と大きな乖離が生じている。</p>			
アウトカム （目標が達成された状態）	より多くの市民がマイナンバーカードを所持している。			

（具体的な取り組みの計画）

計画	計画内容	担当部署	市民課・国保年金課・総務課・情報システム課		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	<p>具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応職員の資質向上とスキルアップ研修の開催 ・窓口受付、交付マニュアルの見直し ・土日祝日のマイナンバーカード交付窓口を設置 ・出張申請サポート方式での申請受付実施 ・出張申請受付方式での申請受付実施 ・ポスター、広報誌、HP等での広報活動の実施 ・市役所職員への取得促進支援 ・来庁した市民への声かけ、無料写真撮影、オンライン申請サポート ・申請時来庁方式での申請受付 ・健康保険証として利用するための初期設定支援 ・交付用端末の増設 	<p>①来庁した市民への声かけ、無料写真撮影、オンライン申請サポート</p> <p>②申請時来庁方式での申請受付</p> <p>③ポスター、広報誌、HP等での広報活動の実施</p> <p>※上記は2019年度以降も引き続き実施</p>	<p>①出張申請サポート方式での申請受付実施</p> <p>②窓口対応職員の資質向上とスキルアップ研修の開催</p> <p>③窓口受付、交付マニュアルの見直し</p> <p>④市役所職員への取得促進支援</p>	<p>①窓口対応職員の資質向上とスキルアップ研修の開催</p> <p>②交付用端末の増設</p> <p>③土日祝日のマイナンバーカード交付窓口を設置</p> <p>④健康保険証として利用するための初期設定支援</p>	<p>①出張申請サポート方式または、出張申請受付方式での申請受付実施</p> <p>②土日祝日のマイナンバーカード交付窓口を設置</p> <p>③健康保険証として利用するための初期設定支援</p>

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)~8
取組項目	未利用資産の活用及び処分			
現状・課題	<p>平成28年度末現在、普通財産である市有地は約15.8km²で、その大半は公用又は公共用に供する見込みがない土地である。</p> <p>これらの市有地が道路敷や他者所有地に隣接している場合、草刈や樹木の伐採等、継続した維持管理が必要となり、維持管理費が加算している。</p> <p>(平成28年度市有地管理委託料3,367,928円・平成29年度市有地管理委託料2,910,491円・平成30年度市有地管理委託料2,051,057円)</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	活用の見込みがない資産は積極的に処分し、維持管理費の削減を図るため、保有面積を減少させる。			

〈具体的な取り組みの計画〉

計画	計画内容	担当部署		管財営繕課	
		2018年度	2019年度	2020年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用資産の現況把握 ・活用の可能性や保有の必要性等の検討と選別 ・未利用資産の処分に関する要件等の緩和 ・処分に際する民間ノウハウの活用の検討 ・未利用資産の処分 ・活用に向けた整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①未利用資産の現況把握 ②活用の可能性や保有の必要性等の検討と選別 	<ul style="list-style-type: none"> ①未利用資産の処分に関する要件等の緩和 ②処分に際する民間ノウハウの活用の調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①未利用資産の処分 ②旧専売公社跡地の売却(2,268m²) 	<ul style="list-style-type: none"> ①未利用資産の処分 ②民間のノウハウを活用した未利用私有地処分の媒介制度の運用

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し		No.	2-(1)-9
取組項目	地域共生社会に向けた包括的支援の取組推進				
現状・課題	人口減少、少子高齢化、認知症の増大、BO50問題、「働き手」不足、社会保障料の増加、介護・子育てのダブルケア、教育・経済格差、生活困窮など、複合的な問題を抱える市民が増加傾向にある。これら現状を解消するため、地域共生社会の推進に向けた取り組みが必要となっている。				
アウトカム (目標が達成された状態)	府内の様々な窓口に複合的な課題のある方が相談・来庁しているケースが増えていることから、府内の連携により、早期により良い支援体制を整える。 また、窓口職員の対応能力アップにもつなげることができ、かつ、支援者間で挙げられた課題について“地域課題”として検討し、その後各課において政策形成につなげていくことができる。				

(具体的な取り組みの計画)

具体的な取り組み	担当部署	保健福祉・こども・子育て相談センター			
		2018年度	2019年度	2020年度	
計画内容		①過去に対応した困難ケースの事例検討を行い(今年度9月までに21ケース実施)、予防的介入時期の検討を図り、誰もがその時期を把握できるよう検討を重ねる。 ②この事例検討会の中で「困りごと相談受付表(仮)」を活用し、ケース表の活用精度も検討。	①過去に対応した困難事例の検討・事例検討会の開催 ②「困りごと相談受付表」の作成 ③各相談窓口・機関における対応フローの作成	①「困りごと相談受付表」の活用についての職員向け研修会を開催 ②府内にて、「困りごと相談受付表」の試行活用 ③事例検討を継続 ④適切な支援介入時期のマニュアルの作成	①関係事業所(障がい相談支援事業所、介護保険事業所、医療機関等)へ出向いて、「困りごと相談受付表(仮)」の活用について研修会を開催 ②府内にて、実活用開始→受付表提出時に打ち合わせを実施 ③職員を対象としたアンケートを実施(相談対応能力アップの評価を行う)

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)-10
取組項目	斎場の整備			
現状・課題	<p>長岡斎場は、供用開始から34年が経過し、火葬設備に老朽化が目立ち、修繕や維持に係る費用の増加や、慢性的な駐車場不足、中学校に隣接する立地などの課題を抱えている。</p> <p>平成25年度の火葬件数は、565件で、26年度策定の「斎場整備基本構想」では、2035年までに死亡者数が増加し続けるため、近い将来において火葬対応能力を超えることが予想されている。</p>			
アウトカム 〔目標が達成された状態〕	<p>2035年にピークを迎える火葬需要に対応できる、火葬炉3基(十ペット炉1基)を備えた斎場を平成32年度末までに整備する。</p> <p>将来の火葬需要に的確に対応する機能を有した火葬炉や駐車場、待合室などを備えた新たな火葬場の整備を進める。</p>			

(具体的な取り組みの計画)

具体的な取り組み	担当部署	公共施設整備推進課			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
計画内容		①斎場整備に関する各種許認可の取得 ②建築実施設計の実施 ③造成工事	①造成工事 ②建築工事	①造成工事 ②建築工事	①供用開始

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し	No.	2-(1)-11
取組項目	し尿処理施設の統合			
現状・課題	<p>市内2施設のし尿処理場は、並山し尿処理場が竣工から40年以上、長岡し尿処理場が25年以上経過し、老朽化が進行している状況である。</p> <p>両施設とも、一般的な施設設備の耐用年数である20年を大幅に超過していることから、今後、設備・機器の補修等が大幅に増大することが考えられるため、財政負担が懸念される。</p> <p>また、汲取り便槽の水洗化等による浄化槽の普及により、各施設の浄化槽汚泥搬入率は現在90%以上となっているため、し尿等の搬入性状が当初設計負荷と比較して希薄化し、効率的な処理が困難な状況である。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>「し尿処理施設の統合」の目的は、現在稼働している2つのし尿処理場(並山・長岡)の統合整備に向け、新たな施設建設地を検討し、統合による維持管理費用の削減や、本市の実情に合った施設整備(下水道放流施設)を実施することにより、イニシャルコストの削減もできる。</p> <p>また、当該施設建設に対する交付金が無いため、現在、最も有利と考えられる合併特例債を活用し、特例債の期限までに供用開始をする。</p>			

〈具体的な取り組みの計画〉

具体的な取り組み	担当部署	公共施設整備推進課		
		2018年度	2019年度	2020年度
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ①測量業務 ②発注支援業務(基本計画・基本設計含む) ③生活環境影響調査業務 ④地質調査業務 ⑤造成設計業務 ⑥許認可申請業務 ⑦基本設計・生活環境影響調査地区説明会 	①造成工事	①造成工事 ②施設建設工事	①施設建設工事

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政運営の見直し		2-(1)-12
取組項目	資源化施設の統合に向けた準備			
現状・課題	<p>現在、資源ごみ等の中間処理については、市内4箇所の施設（長岡不燃物処理施設、垂山リサイクルセンター、大仁清掃センター、大仁リサイクルセンター）で行っている。</p> <p>合併前に造られたこれら施設を活用して作業を行っており、作業スペースの関係上、品目毎に処理を行う場所が違うため、資源ごみ等の施設間移動を行わなければならず、作業効率が大変悪くなっている。</p> <p>業務の効率化は喫緊の課題である。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>現在、4箇所の施設で行っている資源ごみ等の処理を、施設を統合し2022年度から3つの施設で処理ができるような準備が整っている状態とする。</p>			

		担当部署	廃棄物対策課	
具体的な取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ等をどこで処理が可能かの検討 (処理可能施設の検討) ・資源ごみ等を、現在と異なる施設で処理するために必要な設備の検討 (処理に要する設備の検討) ・資源ごみ等をどこで処理するかの決定及び必要設備の導入 (処理に要する設備の導入) 		
計画年度	2018年度	2019年度	2020年度	
計画内容		①資源化施設基本構想の策定にむけた内容の検討 ②建設候補地の検討	①資源化施設基本構想の策定にむけた内容の検討 ②処理可能施設の検討 ③処理に要する設備の検討	①資源化施設基本構想の策定 ②処理に要する設備の導入

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政サービスの見直し	No.	2-(2)-1
取組項目	補助金等の見直し			
現状・課題	<p>補助金は一旦創設すると、社会情勢が変化しても見直されることなく、一定額が長期に交付される傾向があり、補助金等を受けることが既得権化している場合がある。また、新たな事業の発生や団体設立により補助金等の交付が必要となった場合においても、これまで交付されてきた類似の事業や被補助団体等への補助金等を整理することなく新たに交付されることがあるため、類似の補助金等がいくつも存在する場合がある。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>社会情勢の変化に対応した補助金への見直しが随時進み、目的を達成し一定の役割を終えた補助金等にあっては整理等、補助金額の縮小も図られる。</p>			

（具体的な取り組みの計画）

具体的な取り組み	計画期間	担当部署				政策戦略課・財務課
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
具体的な取り組み	計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の見直しに向けた全体スキームの構築 ・補助金概要等の詳細把握 ・補助金に対する総合的な検証 ・市としての考え方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金の必要性、効果等についての評価 ②予算編成の中で、補助金の必要性、効果等を総合的に勘案し、継続、廃止、縮小及び統合の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①当初予算編成時ににおける補助金必要性の確認 ②予算編成の中での精査とは別に、全庁的な見直しに向けた制度設計を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金見直しのガイドラインを作成する。 ②ガイドラインに沿った見直しを実施する。 ③見直し結果に基づく要綱等の改正(軽易なもの) ④2021年度予算への反映(軽易なもの) ⑤改善状況の進捗管理 	<ul style="list-style-type: none"> ①2020年度見直し結果に基づく要綱等の改正(軽易などを除く) ②2020年度見直し結果の予算への反映(軽易などを除く) ③改善状況の進捗管理

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政サービスの見直し	担当部署	2-(2)-2
取組項目	体育・スポーツ公園施設などの貸出施設のインターネット施設予約の導入判断			
現状・課題	体育・スポーツ公園施設などの貸出施設の施設予約は窓口申請であり、特に施設予約開始の初日には、施設を予約する市民が多く窓口に訪れ抽選で予約順を決めている。そして、そのすべての予約が終了するまでに3時間を要している。			
アウトカム (目標が達成された状態)	インターネット施設予約の導入により、公平で、かつ、効率的に施設予約ができる。 (複数の課、利用者、施設管理業者等、多くの関係者との協議や、使用料の納入方法等、インターネット施設予約の導入には多くの影響が生じるため、導入の適否については慎重な検討が必要であるため、導入の判断を成果指標とする。)			

（具体的な取り組みの計画）

計画	計画内容	担当部署	生涯学習課・スポーツ振興課・都市計画課・文化振興課		
		担当部署	2018年度	2019年度	2020年度
	①近隣体育施設の管理現況調査 ②体育施設予約、利用状況の現状分析	①近隣体育施設の管理現況調査 ②体育施設予約、利用状況の現状分析	①近隣体育施設などの貸出施設の管理現況調査 ②体育施設などの貸出施設の予約、利用状況の現状分析 ③インターネット施設予約の効果及び課題の抽出（コスト計算等含む） ④関係部署との協議・調整	①近隣体育施設の管理現況調査	①インターネット施設予約導入判断

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	行政サービスの見直し	担当部署 No.	2-(2)-3
取組項目	国保事業の財政収支の改善			
現状・課題	<p>国保は、被保険者の年齢構成や医療費の水準が高く、また、所得の水準が低いことから保険税の負担能力が低く、財政運営は非常に厳しい状況になっている。</p> <p>伊豆の国市においても、国保の被保険者数の減少により、保険税収入は減少している一方、一人当たりの医療費は増加の傾向にある。</p> <p>平成30年度から国保広域化により県が財政運営の主体となるが、市も保険者として、国保の健全な財政運営に向けた取り組みや成果が求められている。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	国保事業の健全な財政運営に向け、国保税収入の確保と法定外繰入の削減に向けた取り組みを実施している。			

〈具体的な取り組みの計画〉

具体的な取り組み	担当部署			
	国保年金課			
①健全な財政運営に向けた保険税率の適正な設定 ②決算状況の分析に基づく法定外繰入の削減に向けた方針の決定と取り組みの実施				
計画	計画内容	2018年度	2019年度	2020年度
	①国保財政状況の分析を行い、保険税率を検討する。	①法定外繰入削減の方針に基づき、予算ベース繰入額を5,000万円とする。	①法定外繰入削減の方針に基づき、予算ベース繰入額を3,000万円以下とする。	①法定外繰入削減の方針に基づき、予算ベース繰入額を2,500万円以下とする。

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み 安定した歳入の確保	No.	2-(3)-1
取組項目	ふるさと納税による財源の確保		
現状・課題	<p>平成20年4月からふるさと納税制度が始まり、市民が市外に納税することが可能になった。さらに平成26年頃から自治体間での寄附獲得競争が過熱し、制度の活用がない自治体は市外へ財源が流出することとなつた。</p> <p>そのため、当市でもさらに本制度を活用し、財源の確保を図ることが必要である。さらに、寄附獲得のため返礼品を充実させ、地場産品や本市自体のPRを推進することも必要である。</p> <p>また、平成31年に地方税法が改正され、ふるさと納税に係る指定制度の運用が開始され、本制度の基準等を遵守しなければならない。</p>		
アウトカム (目標が達成された状態)	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附を獲得し、収支を増やすことによる財源の確保 ・ふるさと納税制度の本来の目的である「自身のふるさとや応援したい自治体へ納税することで税制を通じてその地域へ貢献する」を活用し、寄附者を増やすことによる当市のPR推進や愛着を持つ人たちの増加 ・市内産業の活性化(返礼品となっていいる地場産品等を製造・販売する事業者の売上増加、商品開発による地場産品の充実) 		

（具体的な取り組みの計画）

計画	計画内容	担当部署		政策戦略課	
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	<ul style="list-style-type: none"> ①新規返礼品の獲得 ②宣伝広告の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規返礼品の獲得 ②宣伝広告の推進 ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」での掲載プランの変更 ③返礼品の処理手順の見直し、効率化(マニュアル作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ①返礼品の処理手順の見直し、効率化(マニュアル作成) ②新規返礼品の獲得 ③宣伝広告の推進 2019年度オープンした「市ふるさと納税サイト」を利用したインターネット広告の検討 ④返礼品カタログのリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規返礼品の獲得 ②ガバメントクラウドファンディング(GCF)の推進 	

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	安定した歳入の確保	実績	2-(3)-2
取組項目	納税対策の強化			
現状・課題	<p>最近の徴収率をみると、2011年度76.74%、2012年度79.35%、2013年度82.64%、2014年度85.52%、2015年度86.40%、2016年度88.96%であり、毎年度、徴収率は上昇しており1度も前年度を下回っていない。これは、徴収係員が専門知識を習得したことにより、厳正・的確な滞納処分の実績を大幅に増加させたこと。また、静岡地方税滞納整理機構への移管予告効果及び機構による高額滞納者からの直接徴収により滞納額が減少したことによるものである。</p> <p>このように、滞納処分が進み滞納額越額の減少に伴い、徴収率の伸び悩みが考えられるので、今後は現年課税分を中心に滞納処分していく必要がある。また、定期人事異動による専門知識を習得した即戦力職員の減少は、滞納処分の実績が減少し徴収率の低下につながるので、最小限の異動にする必要がある。</p>			
アクトカム (目標が達成された状態)	市税の徴収率が92.48%以上になる。(国民健康保険税を含む現年課税分と滞納額越分の計)			

（具体的な取り組みの計画）

計画	計画内容	担当部署		税務課							
		2018年度	2019年度								
		<ul style="list-style-type: none"> ・滞納の構成(現年・滞納・執行停止済)、課税年度別、金額規模など各種指標から現状を分析する。 ・徴収率、債権差押件数などの目標値を設定後、定期的に進捗状況を確認し、収入率等の対前年度対比における特異数値がある場合は、その原因究明と対策を検討及び実施する。 ・滞納状況分析に基づき、重点取組事案を設定後、定期的に処理状況を確認し、進んでいない場合は、その原因究明と対策を検討及び実施する。 ・滞納整理の年間計画表を作成後、定期的に進捗状況を確認し、遅延している場合は、その原因究明と対策を検討及び実施する。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">2018年度</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">2019年度</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">2020年度</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①徴収率が89.58%以上になる。</td> <td style="text-align: center;">①徴収率が91.26%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,800件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。25件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 180件) ・滞納処分の執行を停止する。105件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 23,200件、催告書 3,240件)</td> <td style="text-align: center;">①徴収率が91.87%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,800件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。25件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 145件) ・滞納処分の執行を停止する。95件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 22,000件、催告書 3,040件)</td> <td style="text-align: center;">①徴収率が92.48%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,400件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。20件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 130件) ・滞納処分の執行を停止する。95件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 20,600件、催告書 2,780件)</td> </tr> </tbody> </table>	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	①徴収率が89.58%以上になる。	①徴収率が91.26%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,800件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。25件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 180件) ・滞納処分の執行を停止する。105件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 23,200件、催告書 3,240件)	①徴収率が91.87%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,800件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。25件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 145件) ・滞納処分の執行を停止する。95件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 22,000件、催告書 3,040件)	①徴収率が92.48%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,400件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。20件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 130件) ・滞納処分の執行を停止する。95件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 20,600件、催告書 2,780件)
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度								
①徴収率が89.58%以上になる。	①徴収率が91.26%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,800件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。25件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 180件) ・滞納処分の執行を停止する。105件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 23,200件、催告書 3,240件)	①徴収率が91.87%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,800件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。25件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 145件) ・滞納処分の執行を停止する。95件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 22,000件、催告書 3,040件)	①徴収率が92.48%以上になる。 ・電話による催告を実施する。(架電件数 5,400件) ・静岡地方税滞納整理機構への徴収移管を実施する。20件 ・財産等の差押えを実施する。(預金・給与等 130件) ・滞納処分の執行を停止する。95件 ・督促状・催告書を発送する。(督促状 20,600件、催告書 2,780件)								

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	安定した歳入の確保	No.	2-(3)-3
取組項目	社会教育施設の貸し出し制限の緩和			
現状・課題	<p>社会教育施設は、特定の宗教、政治団体及び営利を目的とした企業への貸し出しを制限している。 営利を目的とした企業に対する使用料設定について、近隣市町では2~5倍の料金設定している市町もある。 施設使用料による収入は少ないにもかかわらず、施設の維持管理に係る経費は年々増加傾向にあり、収入支出の格差が拡大している。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	使用料収入の増加を図るため、貸出制限を緩和する。			

（具体的な取り組みの計画）

具体的な取り組み	担当部署	生涯学習課		
	・貸館業務を管轄している関係部署と調整 ・関係団体への説明、協議 ・制度設計 ・広報、HPによる周知			
計画内容	2018年度 ①関係部署との調整 ②関係団体への説明、協議	2019年度 ①制度設計及び使用基準の見直し(長岡中央公民館) ②近隣市町の類似施設の使用基準の調査 ③関係部署との協議、調整	2020年度 ①制度設計及び使用基準の見直し(市民交流センター、野外活動センター、越山農村環境改善センター) ②関係例規の改正 ③新制度の広報、HPによる周知	2021年度 ①新制度による貸館業務実行

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み 安定した収入の確保	2-③-4
取組項目	ごみ処理手数料の見直し	
現状・課題	<p>指定ごみ袋の購入を介してごみ処理手数料を徴収している。 (150:可燃5円/枚、プラス4円/枚、300:可燃7円/枚、プラス8円/枚、450:可燃9円/枚、プラス8円/枚) この価格(手数料)は、平成17年4月(合併時)より据え置きの状況であり、収支バランス、受益者負担の適正化、消費税増税等の観点から、手数料見直しの検討が必要とされている。</p>	
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>ごみの処理・収集運搬に係る経費や、ごみの排出量に応じた受益者負担等が考慮された適正なごみ処理手数料に見直しられている。 (伊豆市との広域新ごみ処理施設稼働(令和4年10月)に合わせて新料金適用を目指す。)</p>	

(具体的な取り組みの計画)

具体的な取り組み	担当部署	廃棄物対策課		
	・近隣自治体の手数料徴収状況の確認 ・指定ごみ袋にかかる收支状況の確認 ・一般廃棄物処理対策委員会での意見交換			
計画期間	2018年度 ①近隣自治体の手数料徴収状況の確認 ②指定ごみ袋にかかる收支状況の確認	2019年度 ①同規模自治体や近隣自治体の手数料徴収状況の確認 ②適正な手数料の検討(分別方法や料金徴収の必要性等)	2020年度 ①一般廃棄物処理対策委員会での意見交換 ②環境審議会での意見交換	2021年度 ①手数料徴収条例の改正 ②手数料改正の周知
計画内容				

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	安定した歳入の確保	No.	2-(3)-5
取組項目	社会教育施設、文化施設の減免規定の見直し			
現状・課題	<p>施設の維持管理等に係る費用は、利用者にその一部を負担してもらう受益者負担の考え方により使用料を徴収している。</p> <p>現在、スポーツ少年団、青少年育成を目的とした団体、高齢者団体等の一部の利用者に限り、関係規則の規定に基づき使用料を免除している。</p> <p>これら団体は施設を利用しているにもかかわらず負担をおつてないため、施設を利用する人と利用しない人が同じ負担となっているという不公平が生じている。</p>			
アウトカム 〔目標が達成された状態〕	受益者負担の観点から、施設を利用する人には一定の負担をあつてもらうこととし、利用者と未利用者の公平性を確保する。			

(具体的な取り組みの計画)

計画	具体的な取り組み	担当部署		スポーツ振興課・生涯学習課・文化振興課	
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	・施設使用料減免団体の見直し	①施設使用料減免団体の見直し検討	①施設使用料減免団体の見直し(規則改正) (適用を2020年4月～) ②団体等への周知		

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	安定した歳入の確保	No.	2-(3)-6
取組項目	スポーツ施設の使用料に関する減免規定の見直し			
現状・課題	<p>施設の維持管理等に係る費用は、利用者にその一部を負担してもらう受益者負担の考え方により使用料を徴収している。</p> <p>現在、スポーツ少年団、青少年育成を目的とした団体、高齢者団体等の一部の利用者に限り、関係規則の規定に基づき使用料を免除している。</p> <p>これら団体は施設を利用しているにもかかわらず負担をおっていないため、施設を利用する人と利用しない人が同じ負担となっているという不公平が生じている。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	受益者負担の観点から、施設を利用する人には一定の負担をおってもらうこととし、利用者と未利用者の公平性を確保する。			

(具体的な取り組みの計画)

担当部署	スポーツ振興課・生涯学習課								
具体的な取り組み	-施設使用料減免団体の見直し								
計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①施設使用料減免団体の見直し検討</td> <td>①施設使用料減免団体の見直し(規則改正) (適用を2020年4月~) ②団体等への周知</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	①施設使用料減免団体の見直し検討	①施設使用料減免団体の見直し(規則改正) (適用を2020年4月~) ②団体等への周知		
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度						
①施設使用料減免団体の見直し検討	①施設使用料減免団体の見直し(規則改正) (適用を2020年4月~) ②団体等への周知								
計画内容									

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	職員力の強化	No.	2-(4)-1
取組項目	人材育成の推進			
現状・課題	<p>毎年度当初に職員研修計画を策定し、これに基づく職場研修の実施や、職場外研修への派遣等により人材育成に努めている。中でも市町村アカデミーなどで行われる専門研修については、業務が多忙なためか希望者も少なく、ほぼ審査なしで希望する研修に派遣できている状況であり、職員の意図や業務との関係、受講後の評価などが曖昧なままである。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>職員の資質の向上を図るために、毎年5人程度は専門研修に派遣できているとともに、専門研修に参加する前に、研修を受ける目的等を職員一人一人が理解整理しており、受講後の成果についても総括できている。</p>			

(具体的な取り組みの計画)

		担当部署	総務課	
具体的な取り組み		(1)研修を受講しやすい職場環境を醸成する。 (2)特定の業務に係る専門研修については、研修の効果を高めるため以下の点を研修参加の条件とする。 ・研修参加申出書の作成(ねらいの明確化) ・復命書による成果の総括		
計画内容		2018年度	2019年度	2020年度
		①研修計画に基づき受講してもらうため周知徹底 ②積極的に研修を受け易い職場環境の醸成	①同左 ②同左 ③職員のスキルアップと意識改革を促すため、研修計画及び研修内容を見直す。特に若いうちから業務改善力や企画力を養えるようにする。	①手上げ方式の研修について、以下の2つの作成を参加する職員に課す。 1. 研修参加申出書の作成 2. 復命書による成果の総括
				2021年度

行財政改革行動計画 進行管理票

取組分類	行政の取り組み	職員力の強化	No.	2-(4)-2
取組項目	仕事と子育ての両立に向けた取組			
現状・課題	<p>伊豆の国市特定事業主(第3期)行動計画における子育てを行う女性職員の活躍促進に向けた取組の一つとして、育児休業の取得を掲げているが、市となってから、男性職員の育児休業取得数は皆無となっている。</p> <p>男性職員も育児休業を取得しやすい環境づくりが必要である。</p>			
アウトカム (目標が達成された状態)	<p>女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、前期行動計画中に、1人以上の男性職員の育児休業取得している。</p>			

〈具体的な取り組みの計画〉

		担当部署	総務課		
具体的な取り組み		<ul style="list-style-type: none"> 簡素な組織を構築して管理職を削減するなどし、業務を担える職員を増やすことで、負担を分からう体制を強化する。 互助会に出産祝い金の申請があった段階で、申請者とその所属課長に育児休業等の取得を促す。 			
計画	計画内容	2018年度	2019年度(令和元年度)	2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)
		①対象職員と所属課長への周知の実施。	①同左 ②組織と業務の見直しによって個々の職員の業務にかかる負担の平準化を図る。	①同左 ②仕事と子育ての両立に向けた取組を行う。 ③育児休業を取得しやすい環境の整備(職員の意識改革)。	①同左 ②各課間の勤務時間数の均衡を図る。